

野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画書

第二次実施計画書

平成25年1月

実施者 : 東京都建設局北多摩南部建設事務所

協議会 : 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会

はじめに

野川第一・第二調節池地区自然再生協議会（以下、協議会）では、野川及び野川第一・第二調節池における水環境の再生・創出を目指して、自然再生推進法に基づく「野川第一・第二調節池地区自然再生全体構想」及び「第一次実施計画」を作成した。全体構想及び第一次実施計画は、市民、市民団体、学識経験者、東京都、小金井市で構成された協議会で検討したものである。協議会は、平成 17 年 3 月に発足し、平成 24 年 10 月まで 33 回の会議を開催してきた。

自然再生事業は三段階での展開を構想しており、平成 18～22 年度において第一次実施計画（第一期計画及び第二期計画）に基づき、田んぼ・湿地・ため池など水環境システムの再生に取り組んだ。

第一期計画は、河川の一部を除き整備がほぼ完了したことから「水環境の再現性をモニタリングし検証できる環境」（第一期計画基本方針）が整った。第二期計画は、雨水貯留施設など一部整備したが、「水環境システムの再生・整備の実現」（第二期計画基本方針）まで至っていない。

このため、協議会においてこの間のモニタリング結果を用いた順応的管理に基づき、今後の実施計画について検討を行った。

本計画書は、全体構想で掲げる整備の形態を一部変更し、第一次実施計画の未整備部及び従来第三期の事業として計画した事業区域内の整備の一部を新・第二期計画とし、自然環境の再生・創出対策と各主体の連携と参加の内容について、第二次実施計画書としてとりまとめたものである。

本実施計画の実施者は「東京都建設局北多摩南部建設事務所」としているが、第一次実施計画において、管理運営団体として発足した野川自然の会が行政と連携して中心的な役割を担ってきたことから、野川自然の会の主体的な参加についても記載している。

●目次●

はじめに

1. 自然再生事業の対象となる区域及びその内容	
1.1 自然再生事業の対象となる範囲	1
1.2 事業対象地区の自然環境及び周辺地域の自然環境との関係	2
2. 第一次実施計画（第一期及び第二期計画）のまとめ	
2.1 平成22年度までの整備内容	8
2.2 市民の意見	14
2.3 これまでの整備による自然環境の変化	16
2.4 整備施設の事業効果	23
2.5 総括的検証	26
3. 整備の目標	
3.1 自然再生事業の目標	28
3.2 全体構想及び第一次実施計画からの変更点	30
3.3 新・第二期計画における基本方針	32
4. 自然再生事業の実実施計画	
4.1 新・第二期計画	33
4.2 施設規模から想定される必要水量と水源	37
4.3 活用できる水量の想定	38
4.4 水収支の検討	39
4.5 整備により期待される効果と指標種	43
5. ふれあい活動（環境学習等）	
5.1 ふれあい活動の展開	47
5.2 利用付帯施設の整備	48
5.3 活動支援施設の利用方法の検討	48
6. モニタリング	
6.1 新・第二期計画におけるモニタリングの実施方針	49
6.2 新・第二期計画におけるモニタリング	49
6.3 モニタリングの内容	50
6.4 指標種の設定	53
7. 維持管理	
7.1 維持管理内容と実施主体	56
7.2 モニタリング・維持管理の体制	57
8. 広報活動及び情報公開の展開	59
■参考資料 第一次実施計画における第一期及び第二期計画の概要	60